

岩手県告示第 268 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業の施行のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨花巻市長から届出があった。

平成 19 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

花巻市石鳥谷町好地第 7 地割に編入する区域

花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 30 番 9、30 番 11、40 番 2、41 番 1、41 番 2、42 番 2、43 番 2、117 番 5、117 番 6、119 番 5、119 番 8、121 番 1、121 番 12、129 番 9、195 番 2、196 番 2、251 番 9 及び 255 番 2

備考 関係図面は、花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。